

(様式2)

『京丹後市まちづくり基本条例』一部改正（案）に係る説明

京丹後市まちづくり基本条例は、まちづくりを進めていくうえでの基本的な考え方やルールを示したもので、平成19年12月21日に公布し、平成20年4月1日から施行しています。

本条例は、施行後4年以内ごとに、この条例が京丹後市にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討し、その結果に基づき見直しを行うものとしており、本年度が4年ごとにあたることから、京丹後市まちづくり委員会での答申を踏まえ、下記の条文の一部改正を行います。

『京丹後市まちづくり基本条例』一部改正（案）

(1) 第13条関係

【現行】

(青少年の権利)

第13条 満20歳未満の青少年は、それぞれの年齢に応じた関わり方でまちづくりに参加する権利を有する。

【改正案】

(青少年の権利)

第13条 満18歳未満の青少年は、それぞれの年齢に応じた関わり方でまちづくりに参加する権利を有する。

【改正すべきとする事由】

選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる公職選挙法の改正が平成28年6月19日に施行され、また平成30年6月13日には、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる内容とする民法の一部を改正する法律（民法：明治29年法律第89号）が成立したことにより、本条例第13条の規定について改正するものです。なお、民法の一部を改正する法律は令和4年4月1日から施行となっています。

【施行期日】

令和2年4月1日から施行予定

● 改正案の作成の経緯

本年度7月に市長から「京丹後市まちづくり基本条例について、同条例第32条に基づく条例の検討及び見直しについて」京丹後市まちづくり委員会に諮問を行い、条例改正の必要性について検討の結果、12月27日に市長に対し、同条例第13条における青少年の年齢について見直すべきとの答申を受け改正を行うものです。